

岐阜県公報

号外 (2) 平成二十六年七月三日

目 次

規 則

岐阜県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則 (商業・金融課)

ページ
一

岐阜県規則の一部を改正する規則
岐阜県規則第七十号

平成二十六年七月三日

岐阜県知事 古 田 肇

規 則

岐阜県規則の一部を改正する規則をここに公布する。

岐阜県規則第七十号

岐阜県規則の一部を改正する規則

岐阜県規則 (昭和四十六年岐阜県規則第五十一号) の一部を
次のように改正する。

別表備考第一号ワ中「同条第九項」を「同条第十一項」に、「第四十一条第一項」を
「第四十九条第一項」に改め、同号カ中「第四十一条第一項」を「第四十九条第一項」に
改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

平成二十六年七月三日発行

発 行 所 者

岐 阜 県
県 庁

岐阜市薮田南二丁目一番一号

編 集 岐阜市三輪ぶりんとぴあ十三
一 岐阜文芸社